

◎佐賀県条例第26号

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例

(佐賀県県税条例の一部改正)

第1条 佐賀県県税条例(昭和30年佐賀県条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又は施行令に特別の定めがある場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。</p> <p>(個人の県民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第35条の5 略</p> <p>2 前項の規定による申告書を提出した給与所得者は、その年の中</p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又は施行令に特別の定めがある場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例により算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。</p> <p>(個人の県民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第35条の5 略</p> <p>2 前項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した同項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を、法第317条の3の2第2項に規定する申告書と併せて提出することができる。</p> <p>3 第1項の規定による申告書を提出した給与所得者は、その年の</p>

改正前	改正後
<p>途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、同項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、<u>法第317条の3の2第2項</u>に規定する申告書と併せて、当該給与支払者を経由して、当該給与所得者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。</p> <p><u>3 前2項</u>の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日にこれらの規定に規定する市町長に提出されたものとみなす。</p> <p>(法人の事業税に係る更正、決定等に関する通知)</p> <p>第50条 法第72条の42の規定による法人の事業税に係る更正又は決定の通知、<u>法第72条の46第6項</u>の規定による法人の事業税に係る過少申告加算金額及び不申告加算金額の決定の通知並びに法第72条の47第5項の規定による法人事業税に係る重加算金額の決定の通知は、規則で定める様式の通知書による。</p> <p>(個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)</p> <p>第53条 個人が行う事業に対する事業税の納税義務者で、法第72条の49の12第1項の規定に<u>よって</u>計算した個人の事業の所得の金額が、法第72条の49の14第1項の規定による控除額を超えるものは、施行規則の定めるところにより、当該年度の初日の属する年（以下この項及び次項において「当該年」という。）の3月15日までに（年の中途において事業を廃止した場合においては、当該事業の廃止の日から1月以内（当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、4月以内）に）、当該年の前年中の事業の所得（年の中途において事業を廃止した場合においては、当該年の1月1日か</p>	<p>中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、同項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、<u>法第317条の3の2第3項</u>に規定する申告書と併せて、当該給与支払者を経由して、当該給与所得者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。</p> <p><u>4 第1項及び前項</u>の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日にこれらの規定に規定する市町長に提出されたものとみなす。</p> <p>(法人の事業税に係る更正、決定等に関する通知)</p> <p>第50条 法第72条の42の規定による法人の事業税に係る更正又は決定の通知、<u>法第72条の46第7項</u>の規定による法人の事業税に係る過少申告加算金額及び不申告加算金額の決定の通知並びに法第72条の47第5項の規定による法人事業税に係る重加算金額の決定の通知は、規則で定める様式の通知書による。</p> <p>(個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)</p> <p>第53条 個人が行う事業に対する事業税の納税義務者で、法第72条の49の12第1項の規定に<u>より</u>計算した個人の事業の所得の金額が、法第72条の49の14第1項の規定による控除額を超えるものは、施行規則の定めるところにより、当該年度の初日の属する年（以下この項及び次項において「当該年」という。）の3月15日までに（年の中途において事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日から1月以内（当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、4月以内）に）、当該年の前年中の事業の所得（年の中途において事業を廃止した場合には、当該年の1月1日から事業の廃止</p>

改正前	改正後
<p>ら事業の廃止の日までの事業の所得)並びに当該年の前年において生じた法第72条の55第1項に規定する譲渡損失の金額(年の中途において事業を廃止した場合においては、当該年の1月1日から事業の廃止の日までに生じた譲渡損失の金額)及び法第72条の49の12第2項及び第3項の事業専従者控除に関する事項その他当該事業の所得の計算に必要な事項を知事に申告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申告の義務を有しない者で当該年度の翌年度以後において法第72条の49の12第6項、第7項又は第10項の規定の適用を受けようとするものは、当該年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、知事に申告することができる。</p> <p>3 略</p> <p>(たばこ税に係る更正、決定等に関する通知書の様式)</p> <p>第72条の12 法第74条の20第4項の規定によるたばこ税に係る更正又は決定の通知書、<u>法第74条の23第6項</u>の規定によるたばこ税に係る過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知書及び法第74条の24第5項の規定によるたばこ税に係る重加算金額の決定の通知書は、規則で定める様式による。</p> <p>(ゴルフ場利用税の非課税措置の適用を受けようとする場合の手続)</p> <p>第73条の2 法第75条の2 <u>又は</u>法第75条の3の規定の適用を受けようとする者は、当該適用に係る特別徴収義務者に、規則で定める書類を提出しなければならない。</p> <p>(ゴルフ場利用税に係る更正、決定等に関する通知)</p> <p>第82条 法第87条第4項の規定によるゴルフ場利用税に係る更正又は決定の通知、<u>法第90条第4項</u>の規定によるゴルフ場利用税に係る過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び<u>法第91</u></p>	<p>の日までの事業の所得)並びに当該年の前年において生じた法第72条の55第1項に規定する譲渡損失の金額(年の中途において事業を廃止した場合には、当該年の1月1日から事業の廃止の日までに生じた譲渡損失の金額)及び法第72条の49の12第2項及び第3項の事業専従者控除に関する事項その他当該事業の所得の計算に必要な事項を知事に申告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申告の義務を有しない者で当該年度の翌年度以後において法第72条の49の12第6項、第7項又は第14項の規定の適用を受けようとするものは、当該年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、知事に申告することができる。</p> <p>3 略</p> <p>(たばこ税に係る更正、決定等に関する通知書の様式)</p> <p>第72条の12 法第74条の20第4項の規定によるたばこ税に係る更正又は決定の通知書、<u>法第74条の23第7項</u>の規定によるたばこ税に係る過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知書及び法第74条の24第5項の規定によるたばこ税に係る重加算金額の決定の通知書は、規則で定める様式による。</p> <p>(ゴルフ場利用税の非課税措置の適用を受けようとする場合の手続)</p> <p>第73条の2 法第75条の2、<u>法第75条の3</u> <u>又は</u>法附則第12条の2の規定の適用を受けようとする者は、当該適用に係る特別徴収義務者に、規則で定める書類を提出しなければならない。</p> <p>(ゴルフ場利用税に係る更正、決定等に関する通知)</p> <p>第82条 法第87条第4項の規定によるゴルフ場利用税に係る更正又は決定の通知、<u>法第90条第7項</u>の規定によるゴルフ場利用税に係る過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び<u>法第91</u></p>

改正前	改正後
<p>条第4項の規定によるゴルフ場利用税に係る重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書による。</p> <p>(軽油引取税のみならず課税)</p> <p>第103条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>第106条 略</p> <p>(製造等の承認を受ける義務等)</p> <p>第109条の18 元売業者(第1号及び第2号に掲げる場合にあっては、法第144条の7第1項第1号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。)、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造者等(軽油の製造又は輸入をする者で元</p>	<p>条第5項の規定によるゴルフ場利用税に係る重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書による。</p> <p>(軽油引取税のみならず課税)</p> <p>第103条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づきオーストラリア軍隊(同協定第1条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいう。第106条の2、第109条の18第9項並びに附則第18条の4第1項第2号及び第5項において同じ。)</u>が公用に供する軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入に対しては、第1項(第6号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。</p> <p>第106条 略</p> <p>第106条の2 <u>オーストラリア軍隊が、第103条第5項の規定により軽油引取税を課さないこととされる輸入に係る軽油又は自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合(当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。)</u>における当該軽油又は燃料炭化水素油の消費に対しては、第102条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。</p> <p>(製造等の承認を受ける義務等)</p> <p>第109条の18 元売業者(第1号及び第2号に掲げる場合にあっては、法第144条の7第1項第1号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。)、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造者等(軽油の製造又は輸入をする者で元</p>

改正前	改正後
<p>売業者以外のものをいう。)で、県内の事業所において製造又は譲渡を行うもの並びに県内に主たる定置場が所在する自動車の所有者は、次に掲げる場合においては、製造、譲渡又は消費（以下この条において「製造等」という。）を行う時期、数量その他の施行規則で定める事項を定めて、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2～8 略</p> <p>(軽油引取税に係る更正、決定等に関する通知書の様式)</p> <p>第109条の24 法第144条の44第4項の規定による軽油引取税に係る更正又は決定の通知書、<u>法第144条の47第6項</u>の規定による軽油引取税に係る過少申告加算金額の決定の通知書、同条同項の規定による軽油引取税に係る不申告加算金の決定の通知書及び法第144条の48第5項の規定による軽油引取税に係る重加算金の決定の通知書の様式は、規則で定める。</p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p>第111条の3 次に掲げる自動車（法第149条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車（法第149条第1項第4号のガソリン自動車をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）</p> <p>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p>	<p>売業者以外のものをいう。)で、県内の事業所において製造又は譲渡を行うもの並びに県内に主たる定置場が所在する自動車の所有者は、次に掲げる場合には、製造、譲渡又は消費（以下この条において「製造等」という。）を行う時期、数量その他の施行規則で定める事項を定めて、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2～8 略</p> <p><u>9 オーストラリア軍隊が自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、第1項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。</u></p> <p>(軽油引取税に係る更正、決定等に関する通知書の様式)</p> <p>第109条の24 法第144条の44第4項の規定による軽油引取税に係る更正又は決定の通知書、<u>法第144条の47第7項</u>の規定による軽油引取税に係る過少申告加算金額の決定の通知書、<u>同項</u>の規定による軽油引取税に係る不申告加算金の決定の通知書及び法第144条の48第5項の規定による軽油引取税に係る重加算金の決定の通知書の様式は、規則で定める。</p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p>第111条の3 次に掲げる自動車（法第149条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車（法第149条第1項第4号のガソリン自動車をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）</p> <p>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p>

改正前	改正後
<p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率（法第145条第4号のエネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）が令和12年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号イ(2)の令和12年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）に<u>100分の65</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の75</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>ウ 車両総重量が<u>2.5トン</u>以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>エ 車両総重量が<u>2.5トン</u>以下の<u>トラック</u>のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の<u>2分の1</u>を超えないこと。</p> <p>b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の<u>4分の1</u>を超えないこと。</p>	<p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率（法第145条第4号のエネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）が令和12年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号イ(2)の令和12年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）に<u>100分の70</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の80</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>ウ 車両総重量が<u>3.5トン</u>以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>エ 車両総重量が<u>3.5トン</u>以下の<u>バス</u>のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の<u>4分の3</u>を超えないこと。</p> <p>b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の<u>2分の1</u>を超えないこと。</p>

改正前	改正後
<p>(イ) エネルギー消費効率が<u>平成27年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号ニ(2)の平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>オ 車両総重量が<u>2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が<u>平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>カ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が<u>平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>(2) 次に掲げる石油ガス自動車（法第149条第1項第5号の石油ガス自動車をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）</p> <p>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費</p>	<p>(イ) エネルギー消費効率が<u>令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>オ 車両総重量が3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が<u>令和4年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号ホ(2)の令和4年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）に100分の95を乗じて得た数値（車両総重量が2.5トン以下のトラックにあっては、令和4年度基準エネルギー消費効率）以上であること。</u></p> <p>カ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が<u>令和4年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p>(2) 次に掲げる石油ガス自動車（法第149条第1項第5号の石油ガス自動車をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）</p> <p>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費</p>

改正前	改正後
<p>効率に<u>100分の65</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の75</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>(3) 次に掲げる軽油自動車（法第149条第1項第6号の軽油自動車をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）</p> <p>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の65</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の75</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) 略</p>	<p>効率に<u>100分の70</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の80</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>(3) 次に掲げる軽油自動車（法第149条第1項第6号の軽油自動車をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）</p> <p>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の70</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の80</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) 略</p> <p><u>ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 次のいずれかに該当すること。</u></p>

改正前	改正後
<p>ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p>	<p>a <u>平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p>b <u>平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。</u></p> <p>(イ) <u>エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p>エ <u>車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(ア) <u>平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p>(イ) <u>エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>カ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率以上であること。</p> <p>キ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p>

改正前	改正後
<p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の105</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>2 次に掲げる自動車（法第149条第1項及び前項（第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車</p> <p>ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>イ <u>車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の115</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ウ <u>車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(ア) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の<u>2分の1</u>を超えないこと。</p>	<p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率（<u>法第149条第1項第6号ト(2)の平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。</u>）に<u>100分の110</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>2 次に掲げる自動車（法第149条第1項及び前項（第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車</p> <p>ア <u>営業用の乗用車</u>のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>イ <u>自家用の乗用車</u>のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の70</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) <u>エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p>ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の<u>4分の3</u>を超えないこと。</p>

改正前	改正後
<p>b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の<u>4分の1</u>を超えないこと。</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(2) 石油ガス自動車（乗用車に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>ア 次のいずれかに該当すること。</p>	<p>b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の<u>2分の1</u>を超えないこと。</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。</p> <p>エ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の<u>2分の1</u>を超えないこと。</p> <p>b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の<u>4分の1</u>を超えないこと。</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(2) 次に掲げる石油ガス自動車</p> <p>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p>

改正前	改正後
<p><u>(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>イ エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率が100分の60を乗じて得た数値以上であること。</u></p>	<p><u>(ア) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率が100分の60を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率が100分の60を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率が100分の70を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率が100分の70を乗じて得た数値以上であること。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>ウ エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p>(3) 次に掲げる軽油自動車</p> <p>ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>イ <u>車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p>a <u>平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p>b <u>平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。</u></p> <p>(イ) エネルギー消費効率が<u>平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105</u>を乗じて得た数値以上であること。</p>	<p><u>効率以上であること。</u></p> <p>(3) 次に掲げる軽油自動車</p> <p>ア <u>営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>イ <u>自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p>(イ) エネルギー消費効率が<u>令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) エネルギー消費効率が<u>令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p>ウ <u>車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p><u>(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p>

改正前			改正後		
<p>ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。</p>			<p>エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。</p>		
3 略			3 略		
4 第1項(第1号アからエまでに係る部分に限る。)及び第2項(第1号ア及びイに係る部分に限る。)の規定は、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車(法第149条第2項の平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車をいう。)について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			4 第1項(第1号ア、イ及びオに係る部分に限る。)及び第2項(第1号ア、イ及びエに係る部分に限る。)の規定は、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車(法第149条第2項の平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車をいう。)について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第1項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号イ(2)の令和12年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19	法第149条第2項に規定する基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この号及び次項第1号において	第1項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号イ(2)の令和12年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19	法第149条第2項に規定する基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この号及び次項第1号において

改正前			改正後		
	条において同じ。)に <u>100分の65</u>	「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)に <u>100分の141</u>		条において同じ。)に <u>100分の70</u>	「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)に <u>100分の151</u>
略			略		
第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の75</u>	平成22年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の162</u>	第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の80</u>	平成22年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の173</u>
第1項第1号イ(ウ)及びウ(イ)	略		第1項第1号イ(ウ)	略	
第1項第1号エ(イ)	平成27年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号ニ(2)の平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。)に <u>100分の120</u>	平成22年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の150</u>	第1項第1号オ(イ)	令和4年度基準エネルギー消費効率)	平成22年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の155</u> を乗じて得た数値)
略			略		
第2項第1号イ(イ)	平成27年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の115</u>	平成22年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の144</u>	第2項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の70</u>	平成22年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の151</u>
			第2項第1号イ(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の150</u> を乗じて得た数値

改正前			改正後		
			<u>第2項第1号エ(イ)</u>	<u>令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95</u>	<u>平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の147</u>
<p>5 第1項（第1号ア及びイ、第2号並びに第3号ア及びイに係る部分に限る。）及び第2項（第1号ア、第2号及び第3号アに係る部分に限る。）の規定は、令和2年度基準エネルギー消費効率等算定自動車（法第149条第3項の令和2年度基準エネルギー消費効率等算定自動車をいう。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>5 第1項（第1号ア及びイ、第2号並びに第3号ア及びイに係る部分に限る。）及び第2項（第1号ア及びイ、第2号並びに第3号ア及びイに係る部分に限る。）の規定は、令和2年度基準エネルギー消費効率等算定自動車（法第149条第3項の令和2年度基準エネルギー消費効率等算定自動車をいう。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
<u>第1項第1号ア(イ)</u>	令和12年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号イ(2)の令和12年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。)に <u>100分の65</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の94</u>	<u>第1項第1号ア(イ)</u>	令和12年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号イ(2)の令和12年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。)に <u>100分の70</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号イ(3)の令和2年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。)に <u>100分の102</u>
			<u>第1項第1号ア(ウ)</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号イ(3)の令和2年度基準エネルギー消費効率をいう。以下	令和2年度基準エネルギー消費効率

改正前			改正後		
				この条及び附則第19条において同じ。)	
第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の75</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の109</u>	第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の80</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の116</u>
第1項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の65</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の94</u>	第1項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の70</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の102</u>
第1項第2号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の75</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の109</u>	第1項第2号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の80</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の116</u>
第1項第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の65</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の94</u>	第1項第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の70</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の102</u>
第1項第3号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の75</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の109</u>	第1項第3号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の80</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の116</u>
第2項第1号ア(イ)、 <u>第2号イ及び第3号ア(イ)</u>	略		第2項第1号ア(イ)	略	
			<u>第2項第1号イ(イ)</u>	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の70</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の102</u>
			<u>第2項第2号ア(イ)</u>	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の87</u>

改正前		改正後		
			分の60	
		第2項第2号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102
		第2項第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87
		第2項第3号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102
<p>附 則</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和5年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第9条 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第11条において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条及び附則第11条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡</p>		<p>附 則</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和8年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第9条 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第11条において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条及び附則第11条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡</p>		

改正前	改正後
<p>に該当することにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条第1項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間(住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から施行令で定める日までの期間)内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。</p> <p>3・4 略</p> <p>(軽油引取税の課税免除の特例)</p> <p>第18条の4 令和6年3月31日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第102条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144</p>	<p>に該当することにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条第1項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間(住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から施行令で定める日までの期間)内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。</p> <p>3・4 略</p> <p>(軽油引取税の課税免除の特例)</p> <p>第18条の4 令和6年3月31日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第102条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144</p>

改正前	改正後
<p>条の21第1項の規定による免税証の交付があった場合又は法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項若しくは第5項の規定による知事の承認があった場合に限り、<u>軽油引取税を課さないものとする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 自衛隊が通信の用に供する機械、自動車（施行令で定めるものを除く。）その他これらに類するものとして施行令で定めるものの電源又は動力源に供する軽油の引取り</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、令和6年3月31日までに次に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、<u>当該軽油の譲渡については、軽油引取税を課さないものとする。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で施行令で定めるものに基づき、令和6年3月31日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、<u>当該軽油の譲渡については、軽油引取税を課さないものとする。</u></p>	<p>条の21第1項の規定による免税証の交付があった場合又は法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項若しくは第5項の規定による知事の承認があった場合に限り、<u>軽油引取税を課さない。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>自衛隊又はオーストラリア軍隊</u>が通信の用に供する機械、自動車（施行令で定めるものを除く。）その他これらに類するものとして施行令で定めるものの電源又は動力源に供する軽油の引取り</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、令和6年3月31日までに次に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、<u>当該軽油の譲渡については、軽油引取税を課さない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で施行令で定めるものに基づき、令和6年3月31日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、<u>当該軽油の譲渡については、軽油引取税を課さない。</u></p> <p><u>5 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行ったオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、令和6年3月31日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、</u></p>

改正前	改正後
<p>(自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第18条の8 略</p> <p><u>2 自家用の乗用車に対する第111条の3第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。</u></p> <p>(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)</p> <p>第18条の9 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則で定めるものに限る。)で最初の第110条の2第3項に規定する新規登録(以下この条から附則第19条の2までにおいて「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該路線バス等の取得が<u>令和5年3月31日</u>までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から1,000万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるもの</p>	<p><u>軽油引取税を課さない。</u></p> <p>(自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第18条の8 略</p> <p>(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)</p> <p>第18条の9 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則で定めるものに限る。)で最初の第110条の2第3項に規定する新規登録(以下この条から附則第19条の2までにおいて「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該路線バス等の取得が<u>令和7年3月31日</u>までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から1,000万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるもの</p>

改正前	改正後
<p>に対する第111条の2の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から650万円（乗車定員30人以上の附則第18条の9第2項に規定する路線バス等のうち、道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港又は同法附則第2条第1項の政令で定める飛行場を起点又は終点とするもので施行規則で定めるものに限る。）にあっては800万円とし、乗車定員30人未満の附則第18条の9第2項に規定する路線バス等にあっては200万円とする。）を控除して得た額」とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から100万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。次項及び第6項において同じ。）が8トンを超え20トン以下のトラック（施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自</p>	<p>に対する第111条の2の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から650万円（乗車定員30人以上の附則第18条の9第2項に規定する路線バス等のうち、道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港又は同法附則第2条第1項の政令で定める飛行場を起点又は終点とするもので施行規則で定めるものに限る。）にあっては800万円とし、乗車定員30人未満の附則第18条の9第2項に規定する路線バス等にあっては200万円とする。）を控除して得た額」とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から100万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。次項及び第6項において同じ。）が8トンを超えるトラック（施行規則で定める被けん引自動車を除く。次項及び第6項</p>

改正前	改正後
<p>動車を除く。次項第3号及び第4号において同じ。)であって、同法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び次項において「車両安定性制御装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(次項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)、同条第1項の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び次項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(次項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)、同条第1項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び次項において「車線逸脱警報装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(次項において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。)及び同条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び第6項において「側方衝突警報装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(第6項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和3年10月31日までに</p>	<p>において同じ。)であって、同法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。)及び同条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び第6項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(第6項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するもののうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和6年4月30日までに</p> <p>行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。</p>

改正前	改正後
<p><u>われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から525万円を控除して得た額」とする。</u></p> <p>5 <u>次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和3年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から350万円を控除して得た額」とする。</u></p> <p>(1) <u>車両総重量が5トン以下の乗用車（施行規則で定めるものに限る。）又はバス（施行規則で定めるものに限る。）（次号において「バス等」という。）であって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの</u></p> <p>(2) <u>車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同項の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの</u></p> <p>(3) <u>車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御</u></p>	

改正前	改正後
<p><u>装置に係る保安基準、同項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの</u></p> <p><u>(4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同項の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの</u></p> <p>6 <u>車両総重量が8トンを超えるトラック（施行規則で定める被けん引自動車を除く。）</u>であって、道路運送車両法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、側方衝突警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が<u>令和5年3月31日</u>までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から175万円を控除して得た額」とする。</p>	<p>5 車両総重量が8トンを超えるトラックであって、道路運送車両法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、側方衝突警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が<u>令和6年4月30日</u>までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から175万円を控除して得た額」とする。</p> <p>6 <u>乗用車（施行規則で定めるものに限る。）、バス（施行規則で定めるものに限る。）又は車両総重量が3.5トンを超えるトラックであって、道路運送車両法第41条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもののうち、衝突被害軽減</u></p>

改正前	改正後
<p>7 略</p> <p>(自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第19条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車(法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。<u>以下この条及び次条第2項において同じ。</u>)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条第2項において同じ。))並びに自家用の乗用車、キャンピング車及び事務室車(三輪の小型自動車であるものを除く。<u>以下この条及び次条において同じ。</u>)、第112条第1項の表の第3号に規定する一般乗合用バス並びに被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同項及び同条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度</p>	<p><u>制動制御装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)</u>で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、同条中「<u>という。)</u>」とあるのは、「<u>という。)</u>」から175万円を控除して得た額」とする。</p> <p>7 略</p> <p>(自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第19条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車(法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。<u>次項第2号及び次条第2項において同じ。</u>)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条第2項において同じ。))並びに自家用の乗用車、キャンピング車及び事務室車(三輪の小型自動車であるものを除く。<u>同条において同じ。</u>)、第112条第1項の表の第3号に規定する一般乗合用バス並びに被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同項及び同条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成25年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度</p>

改正前	改正後
<p>(2) 軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成24年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度</p>	<p>(2) 軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>2 次に掲げる自動車に対する第112条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車、キャンピング車及び事務室車を除く。）が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) 電気自動車</p> <p>(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（第5項第2号において「平成30年天然ガス車基準」という。）に適合するもの又は同条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号及び第5項第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>(3) 法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車</p> <p>(4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつ</p>	

改正前		改正後																												
<p>て、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの</p> <p>(5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの</p> <p>(6) 軽油自動車のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合する乗用車</p>																														
第1項の表の第1号	<table border="1"> <tbody> <tr><td>7,500円</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>25,000円</td><td>6,500円</td></tr> <tr><td>8,500円</td><td>2,500円</td></tr> <tr><td>30,500円</td><td>8,000円</td></tr> <tr><td>9,500円</td><td>2,500円</td></tr> <tr><td>36,000円</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>13,800円</td><td>3,500円</td></tr> <tr><td>43,500円</td><td>11,000円</td></tr> <tr><td>15,700円</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td>50,000円</td><td>12,500円</td></tr> <tr><td>17,900円</td><td>4,500円</td></tr> <tr><td>57,000円</td><td>14,500円</td></tr> <tr><td>20,500円</td><td>5,500円</td></tr> <tr><td>65,500円</td><td>16,500円</td></tr> </tbody> </table>	7,500円	2,000円	25,000円	6,500円	8,500円	2,500円	30,500円	8,000円	9,500円	2,500円	36,000円	9,000円	13,800円	3,500円	43,500円	11,000円	15,700円	4,000円	50,000円	12,500円	17,900円	4,500円	57,000円	14,500円	20,500円	5,500円	65,500円	16,500円	
7,500円	2,000円																													
25,000円	6,500円																													
8,500円	2,500円																													
30,500円	8,000円																													
9,500円	2,500円																													
36,000円	9,000円																													
13,800円	3,500円																													
43,500円	11,000円																													
15,700円	4,000円																													
50,000円	12,500円																													
17,900円	4,500円																													
57,000円	14,500円																													
20,500円	5,500円																													
65,500円	16,500円																													

改正前		改正後	
	<u>23,600円</u>	<u>6,000円</u>	
	<u>75,500円</u>	<u>19,000円</u>	
	<u>27,200円</u>	<u>7,000円</u>	
	<u>87,000円</u>	<u>22,000円</u>	
	<u>40,700円</u>	<u>10,500円</u>	
	<u>110,000円</u>	<u>27,500円</u>	
第1項の表の第2号	<u>6,500円</u>	<u>2,000円</u>	
	<u>8,000円</u>	<u>2,000円</u>	
	<u>9,000円</u>	<u>2,500円</u>	
	<u>11,500円</u>	<u>3,000円</u>	
	<u>12,000円</u>	<u>3,000円</u>	
	<u>16,000円</u>	<u>4,000円</u>	
	<u>15,000円</u>	<u>4,000円</u>	
	<u>20,500円</u>	<u>5,500円</u>	
	<u>18,500円</u>	<u>5,000円</u>	
	<u>25,500円</u>	<u>6,500円</u>	
	<u>22,000円</u>	<u>5,500円</u>	
	<u>30,000円</u>	<u>7,500円</u>	
	<u>35,000円</u>	<u>9,000円</u>	
	<u>29,500円</u>	<u>7,500円</u>	
	<u>40,500円</u>	<u>10,500円</u>	
	<u>4,700円</u>	<u>1,200円</u>	
	<u>6,300円</u>	<u>1,600円</u>	
	<u>7,500円</u>	<u>2,000円</u>	
	<u>10,200円</u>	<u>3,000円</u>	
	<u>15,100円</u>	<u>4,000円</u>	
<u>20,600円</u>	<u>5,500円</u>		

改正前			改正後		
第1項の表の第 3号	<u>12,000円</u>	<u>3,000円</u>			
	<u>26,500円</u>	<u>7,000円</u>			
	<u>33,000円</u>	<u>8,500円</u>			
	<u>14,500円</u>	<u>4,000円</u>			
	<u>32,000円</u>	<u>8,000円</u>			
	<u>41,000円</u>	<u>10,500円</u>			
	<u>17,500円</u>	<u>4,500円</u>			
	<u>38,000円</u>	<u>9,500円</u>			
	<u>49,000円</u>	<u>12,500円</u>			
	<u>20,000円</u>	<u>5,000円</u>			
	<u>44,000円</u>	<u>11,000円</u>			
	<u>57,000円</u>	<u>14,500円</u>			
	<u>22,500円</u>	<u>6,000円</u>			
	<u>50,500円</u>	<u>13,000円</u>			
	<u>65,500円</u>	<u>16,500円</u>			
	<u>25,500円</u>	<u>6,500円</u>			
	<u>74,000円</u>	<u>18,500円</u>			
	<u>29,000円</u>	<u>7,500円</u>			
	<u>64,000円</u>	<u>16,000円</u>			
	<u>83,000円</u>	<u>21,000円</u>			
第1項の表の第 4号	<u>4,500円</u>	<u>1,500円</u>			
	<u>6,000円</u>	<u>1,500円</u>			
	<u>3,900円</u>	<u>1,000円</u>			
	<u>5,300円</u>	<u>1,500円</u>			
第1項の表の第 5号	<u>12,000円</u>	<u>3,000円</u>			
	<u>7,400円</u>	<u>2,000円</u>			

改正前		改正後	
	<u>24,800円</u>		<u>6,500円</u>
	<u>13,100円</u>		<u>3,500円</u>
	<u>8,400円</u>		<u>2,500円</u>
	<u>6,500円</u>		<u>2,000円</u>
	<u>8,000円</u>		<u>2,000円</u>
	<u>13,800円</u>		<u>3,500円</u>
	<u>18,900円</u>		<u>5,000円</u>
	<u>15,000円</u>		<u>4,000円</u>
	<u>20,500円</u>		<u>5,500円</u>
	<u>18,500円</u>		<u>5,000円</u>
	<u>25,500円</u>		<u>6,500円</u>
	<u>22,000円</u>		<u>5,500円</u>
	<u>30,000円</u>		<u>7,500円</u>
	<u>20,000円</u>		<u>5,000円</u>
	<u>24,400円</u>		<u>6,500円</u>
	<u>28,800円</u>		<u>7,500円</u>
	<u>34,800円</u>		<u>9,000円</u>
	<u>40,000円</u>		<u>10,000円</u>
	<u>45,600円</u>		<u>11,500円</u>
	<u>52,400円</u>		<u>13,500円</u>
	<u>60,400円</u>		<u>15,500円</u>
	<u>69,600円</u>		<u>17,500円</u>
	<u>88,000円</u>		<u>22,000円</u>
	<u>13,700円</u>		<u>3,500円</u>
	<u>18,800円</u>		<u>5,000円</u>
	<u>4,500円</u>		<u>1,500円</u>
	<u>6,000円</u>		<u>1,500円</u>

改正前			改正後		
第2項の表		3,700円		1,000円	
		4,700円		1,200円	
		6,300円		1,600円	
		5,200円		1,300円	
		8,000円		2,000円	
<p>3 <u>次に掲げる自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第112条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車、キャンピング車及び事務室車を除く。）が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>(1) <u>ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(2) <u>石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの</u></p>					
第1項の表の第		7,500円		4,000円	

改正前		改正後	
1号	<u>25,000円</u>	<u>12,500円</u>	
	<u>8,500円</u>	<u>4,500円</u>	
	<u>30,500円</u>	<u>15,500円</u>	
	<u>9,500円</u>	<u>5,000円</u>	
	<u>36,000円</u>	<u>18,000円</u>	
	<u>13,800円</u>	<u>7,000円</u>	
	<u>43,500円</u>	<u>22,000円</u>	
	<u>15,700円</u>	<u>8,000円</u>	
	<u>50,000円</u>	<u>25,000円</u>	
	<u>17,900円</u>	<u>9,000円</u>	
	<u>57,000円</u>	<u>28,500円</u>	
	<u>20,500円</u>	<u>10,500円</u>	
	<u>65,500円</u>	<u>33,000円</u>	
	<u>23,600円</u>	<u>12,000円</u>	
	<u>75,500円</u>	<u>38,000円</u>	
	<u>27,200円</u>	<u>14,000円</u>	
	<u>87,000円</u>	<u>43,500円</u>	
	<u>40,700円</u>	<u>20,500円</u>	
	<u>110,000円</u>	<u>55,000円</u>	
	第1項の表の第2号	<u>6,500円</u>	<u>3,500円</u>
<u>8,000円</u>		<u>4,000円</u>	
<u>9,000円</u>		<u>4,500円</u>	
<u>11,500円</u>		<u>6,000円</u>	
<u>12,000円</u>		<u>6,000円</u>	
<u>16,000円</u>		<u>8,000円</u>	
<u>15,000円</u>		<u>7,500円</u>	
<u>20,500円</u>		<u>10,500円</u>	

改正前		改正後	
	<u>18,500円</u>	<u>9,500円</u>	
	<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>	
	<u>22,000円</u>	<u>11,000円</u>	
	<u>30,000円</u>	<u>15,000円</u>	
	<u>35,000円</u>	<u>17,500円</u>	
	<u>29,500円</u>	<u>15,000円</u>	
	<u>40,500円</u>	<u>20,500円</u>	
	<u>4,700円</u>	<u>2,400円</u>	
	<u>6,300円</u>	<u>3,200円</u>	
	<u>7,500円</u>	<u>4,000円</u>	
	<u>10,200円</u>	<u>5,500円</u>	
	<u>15,100円</u>	<u>8,000円</u>	
	<u>20,600円</u>	<u>10,500円</u>	
<u>第1項の表の第3号</u>	<u>12,000円</u>	<u>6,000円</u>	
	<u>26,500円</u>	<u>13,500円</u>	
	<u>33,000円</u>	<u>16,500円</u>	
	<u>14,500円</u>	<u>7,500円</u>	
	<u>32,000円</u>	<u>16,000円</u>	
	<u>41,000円</u>	<u>20,500円</u>	
	<u>17,500円</u>	<u>9,000円</u>	
	<u>38,000円</u>	<u>19,000円</u>	
	<u>49,000円</u>	<u>24,500円</u>	
	<u>20,000円</u>	<u>10,000円</u>	
	<u>44,000円</u>	<u>22,000円</u>	
	<u>57,000円</u>	<u>28,500円</u>	
	<u>22,500円</u>	<u>11,500円</u>	

改正前		改正後	
	<u>50,500円</u>	<u>25,500円</u>	
	<u>65,500円</u>	<u>33,000円</u>	
	<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>	
	<u>74,000円</u>	<u>37,000円</u>	
	<u>29,000円</u>	<u>14,500円</u>	
	<u>64,000円</u>	<u>32,000円</u>	
	<u>83,000円</u>	<u>41,500円</u>	
第1項の表の第4号	<u>4,500円</u>	<u>2,500円</u>	
	<u>6,000円</u>	<u>3,000円</u>	
	<u>3,900円</u>	<u>2,000円</u>	
	<u>5,300円</u>	<u>3,000円</u>	
第1項の表の第5号	<u>12,000円</u>	<u>6,000円</u>	
	<u>7,400円</u>	<u>4,000円</u>	
	<u>24,800円</u>	<u>12,500円</u>	
	<u>13,100円</u>	<u>7,000円</u>	
	<u>8,400円</u>	<u>4,500円</u>	
	<u>6,500円</u>	<u>3,500円</u>	
	<u>8,000円</u>	<u>4,000円</u>	
	<u>13,800円</u>	<u>7,000円</u>	
	<u>18,900円</u>	<u>9,500円</u>	
	<u>15,000円</u>	<u>7,500円</u>	
	<u>20,500円</u>	<u>10,500円</u>	
	<u>18,500円</u>	<u>9,500円</u>	
	<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>	
	<u>22,000円</u>	<u>11,000円</u>	
	<u>30,000円</u>	<u>15,000円</u>	
	<u>20,000円</u>	<u>10,000円</u>	

改正前			改正後		
	<u>24,400円</u>	<u>12,500円</u>			
	<u>28,800円</u>	<u>14,500円</u>			
	<u>34,800円</u>	<u>17,500円</u>			
	<u>40,000円</u>	<u>20,000円</u>			
	<u>45,600円</u>	<u>23,000円</u>			
	<u>52,400円</u>	<u>26,500円</u>			
	<u>60,400円</u>	<u>30,500円</u>			
	<u>69,600円</u>	<u>35,000円</u>			
	<u>88,000円</u>	<u>44,000円</u>			
	<u>13,700円</u>	<u>7,000円</u>			
	<u>18,800円</u>	<u>9,500円</u>			
	<u>4,500円</u>	<u>2,500円</u>			
	<u>6,000円</u>	<u>3,000円</u>			
第2項の表	<u>3,700円</u>	<u>1,800円</u>			
	<u>4,700円</u>	<u>2,300円</u>			
	<u>6,300円</u>	<u>3,200円</u>			
	<u>5,200円</u>	<u>2,600円</u>			
	<u>8,000円</u>	<u>4,000円</u>			
<p>4 第2項第1号から第3号までに掲げる自動車のうち、自家用の乗用車、キャンピング車又は事務室車に対する第112条第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車、キャンピング車又は事務室車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車、キャンピング車又は事務室車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ</p>					

改正前	改正後
<p>ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>5 次に掲げる自動車に対する第112条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車（<u>自家用の乗用車、キャンピング車及び事務室車を除く。</u>）が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、<u>第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 天然ガス自動車のうち、<u>平成30年天然ガス車基準</u>に適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) ガソリン自動車（<u>営業用の乗用車に限る。</u>）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則</p>	<p>2 次に掲げる自動車（<u>被けん引自動車を除く。</u>）に対する第112条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、<u>当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 天然ガス自動車のうち、<u>道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は同号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) ガソリン自動車（<u>乗用車、キャンピング車及び事務室車（いずれも営業用のものに限る。次号及び第6号において同じ。）に限る。</u>）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90</p>

改正前	改正後																																	
<p>で定めるもの</p> <p>(5) 石油ガス自動車（<u>営業用の乗用車</u>に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの</p> <p>(6) 軽油自動車（<u>営業用の乗用車</u>に限る。）のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの</p>	<p>を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの</p> <p>(5) 石油ガス自動車（乗用車、<u>キャンピング車及び事務室車</u>に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの</p> <p>(6) 軽油自動車（乗用車、<u>キャンピング車及び事務室車</u>に限る。）のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの</p> <table border="1" data-bbox="1160 938 2033 1399"> <tr> <td data-bbox="1169 944 1406 976">第1項の表の第</td> <td data-bbox="1406 944 1720 976">7,500円</td> <td data-bbox="1720 944 2033 976">2,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 976 1406 1008">1号</td> <td data-bbox="1406 976 1720 1008">25,000円</td> <td data-bbox="1720 976 2033 1008">6,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1406 1008 1720 1040">8,500円</td> <td data-bbox="1720 1008 2033 1040">2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1406 1040 1720 1072">30,500円</td> <td data-bbox="1720 1040 2033 1072">8,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1406 1072 1720 1104">9,500円</td> <td data-bbox="1720 1072 2033 1104">2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1406 1104 1720 1136">36,000円</td> <td data-bbox="1720 1104 2033 1136">9,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1406 1136 1720 1168">13,800円</td> <td data-bbox="1720 1136 2033 1168">3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1406 1168 1720 1200">43,500円</td> <td data-bbox="1720 1168 2033 1200">11,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1406 1200 1720 1232">15,700円</td> <td data-bbox="1720 1200 2033 1232">4,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1406 1232 1720 1264">50,000円</td> <td data-bbox="1720 1232 2033 1264">12,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1406 1264 1720 1295">17,900円</td> <td data-bbox="1720 1264 2033 1295">4,500円</td> </tr> </table>	第1項の表の第	7,500円	2,000円	1号	25,000円	6,500円		8,500円	2,500円		30,500円	8,000円		9,500円	2,500円		36,000円	9,000円		13,800円	3,500円		43,500円	11,000円		15,700円	4,000円		50,000円	12,500円		17,900円	4,500円
第1項の表の第	7,500円	2,000円																																
1号	25,000円	6,500円																																
	8,500円	2,500円																																
	30,500円	8,000円																																
	9,500円	2,500円																																
	36,000円	9,000円																																
	13,800円	3,500円																																
	43,500円	11,000円																																
	15,700円	4,000円																																
	50,000円	12,500円																																
	17,900円	4,500円																																

改正前	改正後		
		57,000円	14,500円
		20,500円	5,500円
		65,500円	16,500円
		23,600円	6,000円
		75,500円	19,000円
		27,200円	7,000円
		87,000円	22,000円
		40,700円	10,500円
		110,000円	27,500円
	第1項の表の第2号	6,500円	2,000円
		8,000円	2,000円
		9,000円	2,500円
		11,500円	3,000円
		12,000円	3,000円
		16,000円	4,000円
		15,000円	4,000円
		20,500円	5,500円
		18,500円	5,000円
		25,500円	6,500円
		22,000円	5,500円
		30,000円	7,500円
		35,000円	9,000円
		29,500円	7,500円
		40,500円	10,500円
		4,700円	1,200円
		6,300円	1,600円
		7,500円	2,000円

改正前	改正後		
		10,200円	3,000円
		15,100円	4,000円
		20,600円	5,500円
	第1項の表の第 3号	12,000円	3,000円
		26,500円	7,000円
		33,000円	8,500円
		14,500円	4,000円
		32,000円	8,000円
		41,000円	10,500円
		17,500円	4,500円
		38,000円	9,500円
		49,000円	12,500円
		20,000円	5,000円
		44,000円	11,000円
		57,000円	14,500円
		22,500円	6,000円
		50,500円	13,000円
		65,500円	16,500円
	25,500円	6,500円	
	74,000円	18,500円	
	29,000円	7,500円	
	64,000円	16,000円	
	83,000円	21,000円	
	第1項の表の第 4号	3,900円	1,000円
		5,300円	1,500円
4,500円		1,500円	

改正前	改正後		
		6,000円	1,500円
	第1項の表の第	12,000円	3,000円
	5号	7,400円	2,000円
		24,800円	6,500円
		13,100円	3,500円
		8,400円	2,500円
		6,500円	2,000円
		8,000円	2,000円
		13,800円	3,500円
		18,900円	5,000円
		15,000円	4,000円
		20,500円	5,500円
		18,500円	5,000円
		25,500円	6,500円
		22,000円	5,500円
		30,000円	7,500円
		20,000円	5,000円
		24,400円	6,500円
		28,800円	7,500円
		34,800円	9,000円
	40,000円	10,000円	
	45,600円	11,500円	
	52,400円	13,500円	
	60,400円	15,500円	
	69,600円	17,500円	
	88,000円	22,000円	
	13,700円	3,500円	

改正前	改正後			
<p>6 次に掲げる自動車のうち、<u>営業用の自動車</u>（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する<u>第112条第1項</u>の規定の適用については、<u>当該営業用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p>		18,800円	5,000円	
		4,500円	1,500円	
		6,000円	1,500円	
	第2項の表	3,700円	1,000円	
		5,200円	1,300円	
		4,700円	1,200円	
		6,300円	1,600円	
		8,000円	2,000円	
	<p>3 次に掲げる自動車のうち、<u>乗用車、キャンピング車及び事務室車</u>（<u>いずれも営業用のものに限り、前項の規定の適用を受けるもの及び被けん引自動車</u>を除く。）に対する<u>第112条第1項の表の第1号の営業用の欄、第4号の営業用の欄及び第5号の規定の適用</u>については、<u>当該乗用車、キャンピング車及び事務室車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p>	第1項の表の第1号	7,500円	4,000円
			8,500円	4,500円
		9,500円	5,000円	
		13,800円	7,000円	
		15,700円	8,000円	
		17,900円	9,000円	
		20,500円	10,500円	

改正前	改正後		
		23,600円	12,000円
		27,200円	14,000円
		40,700円	20,500円
	第1項の表の第4号	3,900円	2,000円
		4,500円	2,500円
	第1項の表の第5号	20,000円	10,000円
		24,400円	12,500円
		28,800円	14,500円
		34,800円	17,500円
		40,000円	20,000円
		45,600円	23,000円
		52,400円	26,500円
		60,400円	30,500円
		69,600円	35,000円
		88,000円	44,000円
<p>7 第1項の規定の適用がある場合において、第112条第3項に規定する自家用のバスのうち、学校教育法第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を設置する者が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学又は通園の用に供するバスに係る自動車税の税率は、<u>同項</u>の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、1台についてそれぞれ当該右欄に掲げる額とする。</p> <table border="1" data-bbox="235 1217 1108 1265"> <tr> <td>略</td> </tr> </table>	略	<p>4 第1項の規定の適用がある場合において、第112条第3項に規定する自家用のバスのうち、学校教育法第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を設置する者が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学又は通園の用に供するバスに係る自動車税の税率は、<u>第112条第3項</u>の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、1台についてそれぞれ当該右欄に掲げる額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1160 1217 2027 1265"> <tr> <td>略</td> </tr> </table>	略
略			
略			
<p>8 略</p> <p>第19条の2 略</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車、キャンピング車又</p>	<p>5 略</p> <p>第19条の2 略</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車、キャンピング車又</p>		

改正前	改正後		
<p>は事務室車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>は事務室車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>略</td> </tr> </table>	略	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>略</td> </tr> </table>	略
略			
略			
<p>（狩猟税の課税免除）</p>	<p>（狩猟税の課税免除）</p>		
<p>第24条 県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われた場合には、第165条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、<u>狩猟税を課さないものとする。</u></p>	<p>第24条 県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われた場合には、第165条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、<u>狩猟税を課さない。</u></p>		
<p>2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第2項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第1項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は</p>	<p>2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第2項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第1項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は</p>		

改正前	改正後
<p>鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第2項において同じ。)に規定する従事者証(次条第2項において「従事者証」という。)の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成27年5月29日から令和6年3月31日までの間に行われたときは、第165条第1項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする。</p>	<p>鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第2項において同じ。)に規定する従事者証(次条第2項において「従事者証」という。)の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成27年5月29日から令和6年3月31日までの間に行われたときは、第165条第1項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、<u>狩猟税を課さない。</u></p>

第2条 佐賀県税条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(公示送達)</p> <p>第22条 法第20条の2の規定による公示送達は、課税地を所管する県税事務所<u>または</u>県庁の掲示場に<u>掲示して行う</u>ものとする。</p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p>第111条の3 次に掲げる自動車(法第149条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車(法第149条第1項第4号のガソリン自動車をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。)</p> <p>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施</p>	<p>(公示送達)</p> <p>第22条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>施行規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、</u>課税地を所管する県税事務所<u>(以下この条において「県税事務所」という。)</u>若しくは県庁の掲示場に<u>掲示し、又は県税事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする</u>ものとする。</p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p>第111条の3 次に掲げる自動車(法第149条第1項(同条第2項から第4項までにおいて準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車(法第149条第1項第4号のガソリン自動車をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。)</p> <p>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施</p>

改正前	改正後
<p>行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率（法第145条第4号のエネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）が令和12年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号イ(2)の令和12年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）に<u>100分の70</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の80</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>ウ～カ 略</p> <p>(2) 次に掲げる石油ガス自動車（法第149条第1項第5号の石油ガス自動車をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）</p> <p>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の70</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施</p>	<p>行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率（法第145条第4号のエネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）が令和12年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号イ(2)の令和12年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）に<u>100分の80</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の85</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>ウ～カ 略</p> <p>(2) 次に掲げる石油ガス自動車（法第149条第1項第5号の石油ガス自動車をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）</p> <p>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の80</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施</p>

改正前	改正後
<p>行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の80</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>(3) 次に掲げる軽油自動車（法第149条第1項第6号の軽油自動車をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）</p> <p>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の70</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の80</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>ウ～カ 略</p> <p>キ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が<u>平成27年度基準エネルギー消費効率</u>（法第149条第1項第6号ト(2)の<u>平成27年度基準エネルギー消費効率</u>をいう。以下この条において同じ。）に<u>100</u></p>	<p>行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の85</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>(3) 次に掲げる軽油自動車（法第149条第1項第6号の軽油自動車をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）</p> <p>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の80</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の85</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>ウ～カ 略</p> <p>キ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が<u>令和7年度基準エネルギー消費効率</u>（法第149条第1項第6号ト(2)の<u>令和7年度基準エネルギー消費効率</u>をいう。以下この条において同じ。）以上で</p>

改正前	改正後
<p>分の110を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>2 次に掲げる自動車（法第149条第1項及び前項（第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車</p> <p>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の60</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の70</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>(2) 次に掲げる石油ガス自動車</p> <p>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の60</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) 略</p>	<p>あること。</p> <p>2 次に掲げる自動車（法第149条第1項及び前項（第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車</p> <p>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の70</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の75</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>(2) 次に掲げる石油ガス自動車</p> <p>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の70</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) 略</p>

改正前	改正後
<p>イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の70</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>(3) 次に掲げる軽油自動車</p> <p>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の60</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の70</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の105</u>を乗じて得た数値以上であること。</p>	<p>イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の75</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>(3) 次に掲げる軽油自動車</p> <p>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の70</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の75</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和7年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の95</u>を乗じて得た数値以上であること。</p>

改正前			改正後		
<p>3 法第149条第1項及び前2項（これらの規定を次項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。</p>			<p>3 法第149条第1項及び前2項（これらの規定を次項から第6項までにおいて準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。</p>		
<p>4 第1項（第1号ア、イ及びオに係る部分に限る。）及び第2項（第1号ア、イ及びエに係る部分に限る。）の規定は、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車（法第149条第2項の平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車をいう。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>4 第1項（第1号ア、イ及びオに係る部分に限る。）及び第2項（第1号ア、イ及びエに係る部分に限る。）の規定は、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車（法第149条第2項の平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車をいう。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
第1項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号イ(2)の令和12年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）に <u>100分の70</u>	法第149条第2項に規定する基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第1号において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に <u>100分の151</u>	第1項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号イ(2)の令和12年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）に <u>100分の80</u>	法第149条第2項に規定する基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第1号において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に <u>100分の173</u>
略			略		
第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の80</u>	平成22年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の173</u>	第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の85</u>	平成22年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の184</u>
略			略		

改正前			改正後		
第2項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の60</u>	平成22年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の130</u>	第2項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の70</u>	平成22年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の151</u>
略			略		
第2項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の70</u>	平成22年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の151</u>	第2項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の75</u>	平成22年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の162</u>
略			略		
<p>5 第1項（第1号ア及びイ、第2号並びに第3号ア及びイに係る部分に限る。）及び第2項（第1号ア及びイ、第2号並びに第3号ア及びイに係る部分に限る。）の規定は、令和2年度基準エネルギー消費効率等算定自動車（法第149条第3項の令和2年度基準エネルギー消費効率等算定自動車をいう。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>5 第1項（第1号ア及びイ、第2号並びに第3号ア及びイに係る部分に限る。）及び第2項（第1号ア及びイ、第2号並びに第3号ア及びイに係る部分に限る。）の規定は、令和2年度基準エネルギー消費効率等算定自動車（法第149条第3項の令和2年度基準エネルギー消費効率等算定自動車をいう。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
第1項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号イ(2)の令和12年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。)に <u>100分の70</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号イ(3)の令和2年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）に <u>100分の102</u>	第1項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号イ(2)の令和12年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。)に <u>100分の80</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号イ(3)の令和2年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）に <u>100分の116</u>
略			略		
第1項第1号	令和12年度基準エネ	令和2年度基準エネルギー	第1項第1号	令和12年度基準エネ	令和2年度基準エネルギー

改正前			改正後		
イ(イ)	ルギー消費効率に <u>100分の80</u>	一消費効率に <u>100分の116</u>	イ(イ)	ルギー消費効率に <u>100分の85</u>	一消費効率に <u>100分の123</u>
第1項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の70</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の102</u>	第1項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の80</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の116</u>
第1項第2号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の80</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の116</u>	第1項第2号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の85</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の123</u>
第1項第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の70</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の102</u>	第1項第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の80</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の116</u>
第1項第3号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の80</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の116</u>	第1項第3号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の85</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の123</u>
第2項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の60</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の87</u>	第2項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の70</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の102</u>
第2項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の70</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の102</u>	第2項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の75</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の109</u>
第2項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の60</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の87</u>	第2項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の70</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の102</u>
第2項第2号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の70</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の102</u>	第2項第2号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の75</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の109</u>

改正前			改正後		
第2項第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の60</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の87</u>	第2項第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の70</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の102</u>
第2項第3号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の70</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の102</u>	第2項第3号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の75</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の109</u>

附 則
(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第18条の8 営業用の自動車に対する第111条の3第1項及び第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)並びに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 第1項(第3号キに係る部分に限る。)及び第2項(第3号オに係る部分に限る。)の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率算定自動車(法第149条第4項の平成27年度基準エネルギー消費効率算定自動車をいう。)について準用する。この場合において、第1項第3号キ(イ)中「令和7年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第6号ト(2)の令和7年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。)」とあるのは「基準エネルギー消費効率(法第145条第5号の基準エネルギー消費効率をいう。)であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項第3号オ(イ)において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値」と、第2項第3号オ(イ)中「令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95」とあるのは「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105」と読み替えるものとする。

附 則
(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第18条の8 営業用の自動車に対する第111条の3第1項及び第2項(これらの規定を同条第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。)並びに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

改正前		改正後	
第1項（第4項又は第5項において準用する場合を含む。）	略	第1項（第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。）	略
第2項（第4項又は第5項において準用する場合を含む。）	略	第2項（第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。）	略
略		略	

（佐賀県産業廃棄物税条例の一部改正）

第3条 佐賀県産業廃棄物税条例（平成16年佐賀県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（更正、決定等に関する通知） 第18条 法第733条の16第4項の規定による産業廃棄物税の更正又は決定の通知、法第733条の18第7項の規定による産業廃棄物税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第733条の19第5項の規定による産業廃棄物税の重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書による。	（更正、決定等に関する通知） 第18条 法第733条の16第4項の規定による産業廃棄物税の更正又は決定の通知、法第733条の18第8項の規定による産業廃棄物税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第733条の19第5項の規定による産業廃棄物税の重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書による。

（佐賀県核燃料税条例の一部改正）

第4条 佐賀県核燃料税条例（平成30年佐賀県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（更正、決定等に関する通知） 第11条 法第276条第4項の規定による核燃料税に係る更正又は決	（更正、決定等に関する通知） 第11条 法第276条第4項の規定による核燃料税に係る更正又は決

改正前	改正後
<p>定の通知、<u>法第278条第6項</u>の規定による核燃料税に係る過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第279条第5項の規定による核燃料税に係る重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行うものとする。</p>	<p>定の通知、<u>法第278条第7項</u>の規定による核燃料税に係る過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第279条第5項の規定による核燃料税に係る重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行うものとする。</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中佐賀県県税条例第50条、第72条の12、第82条、第109条の24及び第111条の3の改正規定並びに第3条及び第4条の規定並びに附則第4条第2項の規定 規則で定める日
- (2) 第1条中佐賀県県税条例第35条の5の改正規定及び次条の規定 規則で定める日
- (3) 第1条中佐賀県県税条例第103条に1項を加える改正規定、同条例第106条の次に1項を加える改正規定及び同条例第109条の18の改正規定並びに同条例附則第18条の4の改正規定並びに附則第3条の規定 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日
- (4) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第5条の規定 規則で定める日
- (5) 第2条中佐賀県県税条例第22条の改正規定及び附則第6条の規定 規則で定める日

(県民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の佐賀県県税条例(以下「新条例」という。)第35条の5第2項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき地方税法(昭和25年法律第226号)第45条の2第1項ただし書に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する佐賀県県税条例第35条の5第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第3条 新条例第103条第5項及び第106条の2の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日(次項において「3号施行日」という。)以後の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用する。

2 新条例附則第18条の4第1項(第2号に係る部分に限る。)及び第5項の規定は、3号施行日以後の軽油の引取り及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、3号施行日以前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、な

お従前の例による。

- 2 新条例第111条の3の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第19条の規定は、令和5年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の佐賀県県税条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(公示送達に関する経過措置)

第6条 第2条の規定による改正後の佐賀県県税条例第22条の規定は、附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。